第八号中「又は住民基本台帳法」を「、住民基本台帳法」に改め、「。」の下に「、人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）による人口動態調査票の作成に関する事務、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による埋葬、火葬若しくは改葬の許可に関する事務、公職選挙法による在外選挙人名簿の修正等に関する通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律による在外投票人名簿の修正等に関する通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務」を加える。

第十号中「による予防接種」を「若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種」に改める。

第十二号中「又は就労自立給付金」を「、就労自立給付金」に改め、「支給」の下に「又は被保護者就労支援事業若しくは被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

第十三号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）による」を「による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」に改め、「特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務」の下に「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務」を加える。

第十七号中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条から第九条までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第十条中「令和五年三月三十一日」を「令和五年六月三十日」に改める。

第十一条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十号

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令の一部改正）

第一条　特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十五年」を「二十五年」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「十五年」を「二十五年」に、「十八年」を「二十八年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄